

公募型プロポーザル方式による志摩市子ども運動促進環境整備事業遊具設置工事の
業者選定に関する参加業者募集要項

志摩市が実施する公募型プロポーザル方式による志摩市子ども運動促進環境整備事業遊具設置工事の業者選定に際し、次のとおり参加業者を募集します。

令和6年7月1日

志摩市長 橋爪 政吉

1. プロポーザルの目的・概要

志摩市教育委員会事務局生涯学習スポーツ課所管公園は、スポーツを通じて市民の体力向上及び心身の健全な発達を図り、もって住みよい地域社会を形成することを目的に建設された都市公園であり、都市公園として市民のスポーツ・レクリエーションの場として利用されています。

その中でも現状既存遊具の維持管理を続けているにも関わらず経年劣化による撤去を繰り返し子どもたちが遊べる遊具数が減少している状況です。また、近年の整備で複合遊具に特化し取り入れたこともあり3歳児から6歳児の低年齢向けの遊具が不足しています。

そのため志摩市子ども運動促進環境整備事業として、市の将来を担う子どもたちが安全に安心して遊べる公園として早期に整備することが求められ、市民や利用者の関心も非常に高い事業となっています。また、数少ない公園施設を有効活用するためにも、保護者等利用者に加え、普段公園を利用しているこども園等で従事する保育士や幼稚園教諭等の意見を取り入れる必要があると考えています。

以上のことから、本工事は、既設遊具を考慮したうえでの公園内の遊具配置計画を含め、多様な視点から検討を行い、柔軟かつ豊かな経験やより安全な遊具の設置を行うために、プロポーザルを行い、本事業遂行に最も適格である業者を選定することを目的とし、実施するものです。

(1) 名称

志摩市子ども運動促進環境整備事業遊具設置工事プロポーザル

(2) 以下の公園へ遊具の配置等を検討し、新規設置工事を行う。

浜島ふるさと公園、志摩総合スポーツ公園、阿児ふるさと公園

(3) 本工事の要求水準

志摩市子ども運動促進環境整備事業遊具設置工事公募型プロポーザル発注者の要求水準書による

(4) 選考方法

公募型プロポーザル方式

事前に技術提案書を提出していただき、技術提案書を元にヒアリング審査を行います。

(5) スケジュール及び受託候補者決定までの事務手順

別紙1「受託候補者決定までの事務手順」による

(6) 発注者及び事務局

発注者 三重県 志摩市
事務局 志摩市 教育委員会事務局 生涯学習スポーツ課
連絡先 〒517-0592 三重県志摩市阿児町鶴方 3098 番地 22
TEL : 0599-44-0339 FAX : 0599-44-5263
メールアドレス : ky-sgakuspo@city.shima.lg.jp

各種書類提出場所は事務局宛てに送付願います。

*すべての書類提出の受付は土曜日、日曜日及び祝日を除き、9時から17時（正午から午後1時までの間は除く）までとします。

2. 工事

(1) 工事名称

志摩市子ども運動促進環境整備事業遊具設置工事

(2) 業務の範囲

遊具設置に係る設計、遊具制作、設置工事 一式

(3) 遊具設置場所

三重県志摩市浜島町桧山路 553 番地 1	浜島ふるさと公園内
三重県志摩市志摩町布施田 1103 番地	志摩総合スポーツ公園内
三重県志摩市阿児町神明 1074 番地 14	阿児ふるさと公園内

(4) 履行期間

契約日から令和7年3月25日まで

(5) 見積限度額

34,000 千円以内（消費税及び地方消費税を含まない）

(6) 工事の仕様

別紙志摩市子ども運動促進環境整備事業遊具設置工事公募型プロポーザル発注者の要求水準書による

(7) 事業スケジュール(予定)

令和6年 9月中旬 契約締結
令和6年 9月中旬から令和7年3月下旬 設計・施工
令和7年4月までに遊具利用開始

(8) 遊具設置工事施工について、子ども運動促進環境整備事業遊具設置工事は、三重県の令和6年度みえ子ども・子育て応援総合補助金を活用して行うこととしているため、補助対象となる遊具選定を前提とすること。

3. 参加資格要件

本工事のプロポーザルに参加するものは、募集要項公告日から、本工事契約締結の日までの間、次の各号の全ての要件を満たすものとします。

(1) 企業要件（参加資格選定要件）

本プロポーザルに参加できることができるものは、次の要件をすべて満たす単体企業とします。

- ① 平成25年度以降に竣工した遊具設置の実績を有すること。工事実績は民間工事を除く。
- ② 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

- ③ 志摩市競争入札資格者名簿の【とび・土工】に登録のある者であること。
- ④ 「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（国土交通省）」に基づき、「遊具の安全に関する基準（最新版）」（JPFA - SP - S）を満たすものを設置できるものであること。
- ⑤ 志摩市建設工事等指名停止措置要綱（平成 20 年志摩市告示第 34 号。以下「指名停止措置要綱」という。）に基づく指名停止措置期間中でないこと、及び三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領に基づき、三重県より資格（指名）停止措置期間中でないこと。
- ⑥ 手形交換所により取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全なものでないこと。
- ⑦ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号。）に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立てがなされている場合又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがなされている場合にあつては、一般（指名）競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。
- ⑧ 市税（本店、支店・営業所等所在地の市町税）及び国税を完納しているものとする。

(2) 配置予定技術者の要件

配置予定技術者に対する要件として、配置予定技術者は、参加申込時において 3 ヶ月以上の恒常的な雇用関係にある者であることとします。（協力者は除く）

(3) 協力者（協力事務所）について

- ① 本工事に関する専門分野（管理技術者及び意匠主任技術者を除く）について、協力者（協力事務所）を加えることを可能とします。
- ② 協力者（協力事務所）は、前述（1）の①の資格要件を満たすこととします。

(4) 参加に対する制限

- ① 本工事のプロポーザルへの参加申込は、参加を申し込む業者または協力事業所が所属する業者あたり 1 回のみとします。

4. 評価内容

本プロポーザルの選考審査は事前提出していただいた技術提案書を元にプレゼンテーション及びヒアリングを行います。

(1) 技術提案書の審査基準及び配点

評価項目	評価の着目点	配点	評価	評価点
① テーマやコンセプト	「豊かな海」をテーマとし、周辺の景観や地域特性にあった、独創性のある魅力的な提案（遊具の形状、色調、配置）となっている。	20		
② 遊具の構成	利用者が興味を持ち、何度も利用したくなる遊具を提案している。	10		
	既設遊具との配置や構成などバランスのとれた遊具を提案している。	10		
③ ユニバーサルデザイン ユニ・インクルーシブ対応	ユニバーサルデザイン及びインクルーシブへの配慮がされ、誰もが利用しやすく、楽しめるような工夫がされている。	20		
④ 安全に対する配慮	幼児と児童の動線の混在を避けることや、クッション性のあるウッドチップ、セーフティーマットなど、安全対策が講じられている。	10		
	絡まり、引っ掛かり、落下、挟み込みなど、予期しない遊びに対する安全対策がなされている。	10		

	新しい生活様式（コロナ対策）に対応している場合に優位に評価する			
⑤ 維持管理	劣化の軽減に配慮し、耐用年数が長くなる耐久性のある材料を使用している。	10		
	耐用年数及び保証期間が長く、かつ維持管理費が抑えられており、日常点検や修繕を容易に行うことができる。	10		

※評価配点（係数）

A：大変優れている（×1.0） B：優れている（×0.75） C：普通（×0.5）

D：あまり評価できない（×0.25） E：まったく評価できない（×0）

- ・参加者が1者のみの場合も審査を実施します。
- ・合計点が6割以上に達したものを特定の対象とします。
- ・合計点が同点の場合、①、②、③、④、⑤の順により項目あたりの得点が高いものを上位とします。

(2) 技術提案書の評価概要

参加資格選定要件を満たした選定者（以下：選定者）を対象とし、技術提案内容について審査の得点により最優秀者と次点者を特定します。

(3) 審査の実施方法

別に設置する「志摩市子ども運動促進環境整備事業遊具設置工事プロポーザル方式選定委員会」において、その内容の審査を行い、技術提案者を選定及び特定します。

なお、選定委員会の委員構成については、評価の公平性を確保するため、本プロポーザル手続きが完了するまで公表しないものとします。

5. 参加表明書・技術提案書の作成及び記載上の留意事項

(1) 参加表明書・技術提案書作成上の基本事項

プロポーザルは、本工事で設置する遊具の配置計画・検討・施工実績等における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではありません。本公告に記載された事項以外の内容を含む技術提案書については、提案を無効とする場合がありますので注意してください。

(2) 参加表明書・技術提案書の作成方法

参加表明書・技術提案書の様式は、別添(第1号様式～第11号様式)に示されるとおりとしてください。なお、書類に使用する文字サイズは10ポイント以上としてください。

(3) 参加表明書・技術提案書の内容に関する留意事項

○全般

- ・参加表明書・技術提案書は、提出枚数確認のために頁数/全頁数を記入してください。
- ・記載事項を確認する書類の添付が無い場合、指定する様式と異なる場合には、評価は行いません。
- ・カラー印刷にて提出することは差し支えありません。

○参加表明書様式

様式 提出部数	様式に関する留意事項	提出時期
参加表明書 (第1号様式) 提出1部	<ul style="list-style-type: none"> ・配置予定技術者一覧(第2号様式) ・協力事務所の内容等(第3号様式：必要に応じ提出) ・事業所の主要業務実績(第4号様式)を添付し、社印を押印してください。 	参加表明時
配置技術者一覧 (第2号様式)	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事の担当技術者について記載してください。 	参加表明時

協力事務所の内容等 (第3号様式)	・本工事の専門分野等について、協力者（協力事務所）を加える場合提出してください。	参加表明時
企業情報 (第4号様式)	遊具設置工事の工事実績件数を最大5件記載してください。 ・記載する実績については、国内の工事1件以上を記載してください。 ・平成25年以降に竣工した工事を対象とします。 ・実績等5件に満たない場合は、記載後空欄としてください。 ※各担当技術者の業務専念度は他のプロポーザル特定見込み契約等のものも含めるものとします。	参加表明時
現場代理人等の業務（工事）実績等 (第5号様式)	現場代理人の資格・工事実績・主な手持工事を記載してください。 ・記載する実績については、国内の工事1件以上を記載してください。 ・平成25年以降に竣工した工事を対象とします。	参加表明時

○技術提案書(審査書類)

技術提案書 (第7号様式) 原本1部	・工事内容に関する技術提案書を添付し、社印を押印してください。 ・出席する担当技術者を記載してください。 ・連絡先担当者を記載してください。	審査時
工事内容に関する技術提案書 (審査書類・任意様式) 原本1部 副本9部 PDFデータ一式	・本工事において、技術提案を求めるテーマは以下の項目とします。 テーマ「豊かな海」 ・「志摩市子ども運動促進環境整備事業遊具設置工事公募型プロポーザル発注者の要求水準書」の内容を反映してください。 ・技術提案書内には必ず本工事の見積金額（消費税及び地方消費税を含まない）を記載してください。 ・文書を補完するために概念図、引用可能な図面・写真等を用いることは支障ありませんが、本提案のためにCGや詳細図面等を作成することは求めません。 ・提出する技術提案書のページ数の合計がA3版ヨコ2ページ以内として下さい。なお、ページ数の合計が3ページ以上となる場合は3ページ目以降を評価対象としません。 ・副本9部は、社名特定を避けるため社名等を抜いて提出してください。	審査時

(4) 作成に用いる言語等

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとしてください。

6. 参加表明書・技術提案書の提出方法、提出先及び提出期限

(1) 参加表明書・技術提案書

本工事に係る一般公募による技術提案書提出に参加しようとする意思がある者は、「参加表明書」（第1号様式）を事務局へ提出してください。
参加資格選定要件を満たしたことを確認後、事務局より送付する選定通知（様式第8号）に記載のヒアリングにあわせ以下の提出期限に技術提案書を提出してください。

- ① 提出方法：持参又は郵送（簡易書留に限る。提出期限必着。）してください。
なお、郵送とする場合は、必ず事務局まで電話にて着信の確認を行ってください。
- ② 参加表明書提出期限：令和6年7月19日（金） 17時（必着のこと）
- ③ 参加表明内容確認（参加資格選定要件確認）の通知
参加資格選定要件確認の結果は、令和6年7月29日（月）付けの書面（第8号様式、第9号様式）により参加表明者全員に対し通知（郵送）します。
- ④ 技術提案書提出期限：令和6年8月28日（水） 17時（必着のこと）
- ⑤ 審査結果の通知
審査の結果は、令和6年9月10日（火）付けの書面（第10号様式～第12号様式）により参加者全員に対し通知（郵送）します。

※参加表明内容確認の結果および審査の結果については、同日、ファクシミリ（「参加申込書」に記載されたファクシミリ番号）でも通知します。

7. 公告の内容についての質問の受付及び回答

(1) 質問の受付方法

- ① 参加表明書・技術提案書等に関して質問がある場合は、第6号様式を作成し郵送、ファクシミリ又は電子メールにて受け付けますが、必ず事務局へ電話による着信の確認をしてください。
- ② 質問の受付期間
 - ・参加表明に関する質問：公告日から令和6年7月17日(水)17時
 - ・技術提案に関する質問：令和6年7月29日(月)9時から令和6年8月19日(月)17時

(2) 質問に対する回答

参加表明・技術提案に関する回答は質問書の提出があった日の3日後から（質問の提出期限日に提出があった場合は2日後から）志摩市ホームページ上（<http://www.city.shima.mie.jp/>）に掲示します。

8. プレゼンテーション及びヒアリング

(1) 選定者を対象として、以下のとおりプレゼンテーション及びヒアリングを行います。

- ① 実施日時：令和6年9月6日(金)（場所及び時間等は選定者に対し後日通知します。）
 - ② 出席者：担当者を計3名以内として下さい。
- ### (2) ヒアリングでは以下の事項等について確認を行います。
- ① 出席者の氏名
 - ② 技術提案書の内容確認
 - ③ 質問に対する応答性
- ### (3) 説明資料は、提出された技術提案書のみとします。ただし、プレゼンテーションは、提出された技術提案書のPDFデータをモニターで投影するので、これにより行ってください。
- レーザーポインターや指示棒を使用する場合は、提案者で準備してください。
また、追加資料の配布等は認めません。

9. 非選定（非特定）理由に関する事項

- (1) 提出した参加表明書または技術提案書が選定（特定）されなかった者に対しては、選定（特定）されなかった旨と、その理由を書面非選定（非特定）通知書（第9号様式、第11号様式）により通知します。
- (2) 上記（1）の通知を受けた者は、通知した日の翌日から起算して7日（休日を含まない）以内に、書面（様式は自由）により、非選定（非特定）理由について説明を求めることができます。
- (3) 上記（2）の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（休日を含まない）以内に書面（様式は自由）により行います。
- (4) 上記（2）を除き、非選定（非特定）の決定に対する質疑は一切受け付けません。

10. 契約手続き等

(1) 受託候補者の決定

審査の結果により、最優秀者となった者を本業務の受託候補者として、契約交渉を行います。
なお、受託候補者に選定された者が契約を締結しなかった場合、その他権利を失った場合は、次点者を受託候補者とし、契約交渉を行います。

(2) 契約内容の交渉

契約内容については、提案された技術内容等をふまえ受託候補者と交渉し決定しますが、場合によっては新たに仕様書を作成するとともに、見積書の提出を求め、契約手続きを行います。

1 1. その他

- (1) プレゼンテーション・ヒアリング(審査)に選定されたものが、これを辞退する場合は、書面(様式は自由)により事務局まで持参又は郵送すること。なお、辞退した場合でも、これを理由として以降の業務発注等に不利益な扱いを受けることはありません。
- (2) 技術提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、選定者の負担とします。
- (3) 技術提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止等の措置を行うことがあります。
- (4) 提出された技術提案書等の書類は非公表とします。ただし、契約の相手方と特定された技術提案書については契約締結後、志摩市ホームページ等により公表を行います。なお、非特定であった技術提案書を公開する場合には、事前に選定者の同意を得るものとします。
- (5) 提出された技術提案書は返却しません。また、提出された技術提案書は、選定者の特定以外に無断で使用しません。
- (6) 技術提案書提出後において、技術提案書に記載された内容の変更を認めません。また、技術提案書に記載した予定技術者は、原則として変更できません。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であることを発注者に了解を得なければなりません。
- (7) 参加申込書の提出要請の日から契約の相手方に特定されるまでの間に、志摩市から資格停止等を受けた場合は、本工事への参加資格が無くなるものとします。また、契約の相手方として特定された者が、契約を締結するまでに、志摩市から資格停止等を受けた場合は、契約を締結しないことがあります。
- (8) 特定された技術提案書のうち、必要な事項については、本工事の特記仕様書に明記するものとします。ただし本特記仕様書に提案内容すべてを反映するものではありません。